

魚津市告示第157号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、魚津市会計規則（平成29年規則第3号）第19条第2項の規定により告示する。

令和6年9月24日

魚津市長 村椿 晃

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地  
ルミーズ株式会社 代表取締役会長 戸田 一行  
長野県小糸市本町3-2-25 菱屋本町ビル
- 2 指定公金事務取扱者に納付させる歳入  
行政キオスク端末に係る証明書等の交付手数料
- 3 指定公金事務取扱者に歳入を納付させる期間  
令和6年11月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者に納付させる方法  
自動精算機向け決済端末（コード決済・電子マネー決済）による収納
- 5 指定日及び委託日  
令和6年11月1日